

京都市告示第174号

京都市市税条例第13条第1項若しくは第2項の規定に基づき又はこれらの規定に準じて電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の種類は、別表のとおりとします。

平成20年6月26日

京都市長 門川 大作

別表

番号	申請等
1	地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定により事業所税の更正の請求をする場合の更正請求書の提出
2	地方税法第317条の2第7項及び京都市市税条例第28条第7項の規定又は同条第8項の規定に基づく法人等設立異動届の提出
3	地方税法第317条の6第1項及び第3項の規定によるこれらの規定の報告書の提出
4	地方税法第317条の6第2項及び第321条の5第3項の規定によるこれらの規定の届出書の提出
5	地方税法第317条の6第4項の規定による同項の報告書の提出
6	地方税法第321条の4第5項及び京都市市税条例第32条の4第5項の規定により申出する場合の申出書の提出
7	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項及び第24項から第28項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
8	地方税法第321条の13第1項の規定による同項の申告書の提出
9	地方税法第328条の5第2項の規定による同項の申告書の提出
10	地方税法第328条の14の規定による同条の特別徴収票の提出
11	地方税法第383条の規定による同条の申告書の提出
12	地方税法第701条の46第1項及び第3項並びに京都市市税条例第195条第1項及び第3項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
13	地方税法第701条の47第1項及び第3項並びに京都市市税条例第195条第1項及び第3項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
14	地方税法第701条の49の規定による同条の申告書の提出

15	地方税法第701条の52第1項及び京都市市税条例第199条第1項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
16	地方税法第701条の52第2項及び京都市市税条例第199条第2項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
17	地方税法第701条の57，京都市市税条例第201条及び京都市市税条例施行細則第4条の8第2項の規定によるこれらの規定の申請書の提出
18	税理士法第30条の規定による同条の書面の提出
19	税理士法第33条の2第1項又は第2項の規定によるこれらの規定の書面の提出
20	個人の市民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出

(理財局税務部主税課)